

「重要課題解決型研究等の推進」に係るQ & A

Q 1 : 学協会が責任／中核機関や参画機関となることは可能か。

A 1 : 責任／中核機関となるためには、以下の①及び②の要件を満たしている必要があります。

①研究実施能力を有していること

②委託契約が結べる機関であること(法人格を有し、受託研究のための規定等が整備されていること。)

Q 2 : 外国在住の外国人研究者が研究に関与する形態としてはどのようなものが考えられるか。

A 2 : 以下の形態であれば、国内研究機関が行う研究に関与することは可能です。

a) 研究運営委員会委員やその他研究項目に係る有識者として会議等への出席等をする場合(旅費、謝金での対応。当該国内研究機関との雇用関係なし。)

b) シンポジウム等での講演をする場合(旅費、謝金での対応。当該国内機関との雇用関係なし。)